

令和 9 年 度

久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市教育委員会

久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

1 特色化選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	必 要 書 類 等
1月20日（水） ～ 1月28日（木） 正午まで	志 願 受 付	① 志願理由書 ② 調査書（「居住証明」欄に証明☑は不要） ③ 入学検査料 2,100 円 ④ その他（志願先高等学校長が特に必要と認める書類） ⑤ 通学区域外からの入学志願者は以下の書類 ・通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ・その他必要な証明書等 （転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等）
2月2日（火） 2月3日（水）	面接, 作文, 実技試験	
2月10日（水） 午前9時	選 考 結 果 通 知	
3月18日（木） 午前9時	合 格 発 表	

2 推薦入学者選抜に関する日程 実施しない

3 一般入学者選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	必 要 書 類 等
2月10日（水） ～ 2月19日（金） 正午まで	志 願 受 付	① 入学検査料 2,100 円 ② 調査書（「居住証明」欄に証明☑は不要） ③ その他（志願先高等学校長が特に必要と認める書類） ④ 通学区域外からの入学志願者は以下の書類 ・通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ・その他必要な証明書等 （転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等）
2月22日（月） ～ 2月26日（金） 正午まで	志 願 先 変 更 受 付	ア 久留米市立高等学校間で志願先変更する場合 (1) 調査書（「居住証明」欄に証明☑は不要） イ 久留米市立高等学校以外の公立高等学校から 志願先変更する場合 (1) 調査書（「居住証明」欄に証明☑は不要） (2) 入学検査料 2,100 円
3月9日（火）	学 力 検 査	
3月18日（木） 午前9時	合 格 発 表	

【公印省略】

8学教第3183号

令和8年10月22日

各 市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

各 学 校 長 殿

久留米市教育委員会

教育長 井上 謙介

令和9年度久留米市立高等学校入学者選抜要項等について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴校職員又は貴管内の関係学校に周知されるとともに、適正に処理されるよう格段のご配慮をお願いいたします。

目 次

令和 9 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基 本 方 針	-----	1
(二)	入学志願手続等	-----	1
1	志願資格	-----	1
2	入学定員	-----	1
3	志願高等学校	-----	1
4	入学志願手続	-----	2
5	志願書類	-----	2
6	出願期間	-----	2
7	志願先高等学校での受付	-----	2
8	志願先の変更	-----	2
9	受検票の発行	-----	3
10	通常の方法により受検することが困難な受検者への配慮事項	-----	3
11	その他	-----	3
(三)	学 力 検 査	-----	4
(四)	英語リスニングテスト	-----	4
(五)	選 抜 の 方 法	-----	5
(六)	長期欠席者特例措置	-----	6
(七)	合 格 発 表	-----	7
(八)	特 色 化 選 抜	-----	7
(九)	推 薦 入 学	-----	9
1	実施校（令和 9 年度実施校なし）	-----	9
(十)	補 充 募 集	-----	9
(十一)	そ の 他	-----	10
様式 1	（入学願書）	-----	11～12
様式 2	（通学区域外からの高等学校入学志願申請書）	-----	13
様式 3 A	（志願変更届）	-----	14
様式 3 B	（志願変更証明書）	-----	14
様式 5	（調査書）	-----	15
I	調査書の記入について	-----	16
II	調査書の記入不備等の場合について	-----	17
III	過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	-----	17
様式特	（特色化選抜入学願書）	-----	19～20
様式補	（補充募集入学願書）	-----	21～22
様式 7	（特別措置申請書）	-----	23
様式 10	（長期欠席者特例措置適用申請書）	-----	24
様式 11	（自己申告書）	-----	25

令和 9 年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1	目的	-----	26
2	一般学力検査の特例措置	-----	26
3	その他	-----	27
	別紙様式 1（帰国生徒等特例措置適用申請書）	-----	28
	別紙様式 2（帰国生徒等特例措置適用証明書）	-----	29
	久留米市立高等学校の通学区域に関する規則	-----	30
	令和 9 年度久留米市立高等学校入学定員一覧表	-----	31

令和 9 年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一) 基 本 方 針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
ただし、中学校等における長期欠席者については、別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。
なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。
- 4 全ての学科又はコースにおいて、特色化選抜を行うものとする。
- 5 帰国生徒等については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(二) 入 学 志 願 手 続 等

- 1 志願資格
 - (1) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者
 - (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者
 - (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
 - (4) 外国において学校教育における 9 年の課程を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者
 - (5) 青年学校本科第 1 学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 58 号）
 - (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者
 - (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。
- 2 入学定員
各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる。（31 ページ参照）
- 3 志願高等学校
入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1 校に限り志願できるものとする（30 ページ参照）。

4 入学志願手続

(1) 入学志願者が行う手続

ア 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システム（以下「WEB 出願システム」という。）に、志願先高等学校等の情報及び必要な志願書類（以下「志願情報」という。）を登録し、在学又は出身中学校等（以下「中学校」という。）の承認を受けること。

イ 入学考査料として 2,100 円を WEB 出願システムにより納付すること。納付方法は、クレジットカード決済、コンビニ払い（現金のみ）、Pay-easy（ペイジー）から選択すること。なお、入学考査料は志願情報を中学校長が承認した後に志願を辞退する場合、返金を行わないため注意すること。また大規模災害（令和 8 年熊本地震による災害、令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害、令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和 6 年能登半島地震による災害、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害、令和 3 年 8 月 11 日の大雨による災害、令和 2 年 7 月豪雨災害、平成 30 年 7 月豪雨災害、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 28 年熊本地震による災害及び東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災者は、入学考査料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、志願先の高等学校に問い合わせること。おって、久留米市立高等学校の特色化選抜において、合格内定とならなかった者が、一般入学者選抜を志願する場合にあっては、改めて入学考査料を納付する必要はないこと。

(2) 中学校長が行う手続

中学校は WEB 出願システムにおいて、入学志願者が登録した志願情報及び入学考査料の納付を確認の上、5 の(2)に掲げる書類のほか、必要な書類を登録し、承認の手続を行うこと。

(3) WEB 出願システムの操作に関する詳細は、「福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムマニュアル」等で別途示すものとする。

5 志願書類

(1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式 2）を提出すること。

イ その他必要な証明書等（転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等）

(2) 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式 5）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正に作成し、4 の(2)の手続きを行い志願先高等学校長へ提出すること。

6 出願期間

令和 9 年 2 月 10 日（水）から 2 月 19 日（金）の正午までとする。

7 志願先高等学校での受付

高等学校長は、中学校長から WEB 出願システムにより提出された志願情報を精査確認の上、受理すること。なお、高等学校長は、必要に応じ出願資格を確認できる書類等を求めることができるものとする。

8 志願先の変更

(1) 志願情報受理後、志願先高等学校の変更を希望する者は、令和 9 年 2 月 22 日（月）から 2 月 26 日（金）の正午までの間に、1 回に限り他校（同一校内の変更を含む。）へ志願先を変更することができる。

- (2) 志願先高等学校の変更を希望する者は、中学校長に申し出を行い、WEB 出願システムにより志願先変更入力の許可を受けること。加えて WEB 出願システムにより志願変更に必要な志願情報を登録し、中学校長の承認を受けること。

9 受検票の発行

入学志願者は WEB 出願システムから受検票を印刷するものとする。

10 通常の方法により受検することが困難な受検者への配慮事項

身体の障がい、発達障がい又は疾病等のため、通常の方法により、受検することが困難と認められる者については、障がい等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置（以下「特別措置」という。）を講じるものとする。

中学校長は、特別措置を希望する志願者がいる場合、特別措置申請書（様式 7）を令和 8 年 12 月 4 日（金）までに志願予定の高等学校長へ提出すること。ただし、提出後に当該志願者が志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

なお、中学校長は、WEB 出願システムにより志願先高等学校長へ提出する当該志願者の志願情報に、上記申請書を改めて登録すること。

11 その他

志願情報提出の際、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科又はコースに志願することができるものとする。

(三) 学 力 検 査

1 検査教科

国語，数学，社会，理科及び外国語（英語）について福岡県立高等学校と同一期日，同一問題で行う。なお，外国語（英語）については，（四）によりリスニングテストを行うものとする。
各教科の配点は60点とする。

2 検査期日・時間割等

令和9年3月9日(火)

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9 : 30 ～ 9 : 40	9 : 40 ～ 10 : 30	10 : 30 ～ 10 : 45
数 学	10 : 45 ～ 10 : 50	10 : 50 ～ 11 : 40	11 : 40 ～ 11 : 55
社 会	11 : 55 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 12 : 50	12 : 50 ～ 13 : 50
理 科	13 : 50 ～ 13 : 55	13 : 55 ～ 14 : 45	14 : 45 ～ 15 : 00
外 国 語 (英語)	15 : 00 ～ 15 : 05	15 : 05 ～ 16 : 00	

細部の諸注意については，検査場高等学校において示すものとする。

なお，学力検査当日，天災等により学力検査が所定の期日に実施できない場合又は不慮の事故等本人の責めに帰することができない事由により学力検査を受検できないと認められる者については，令和9年3月23日(火)に追検査(1に準じて実施する学力検査)又は追選抜(面接及び作文等)を実施する。

※ 学力検査当日の体調不良者については，別室での受検が可能であること。

3 検査場等

(1) 検査場

検査は，志願先高等学校において行うものとする。

(2) 採点

採点は，志願先高等学校において行うものとする。

4 検査場責任者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

(四) 英語リスニングテスト

1 実施方法

検査場ごとに録音音源により，校内放送設備を用いて一斉に行う。

2 実施時間割

外国語（英語）学力検査の時間割を次の表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限 外国語 （英語）	入室と注意 リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布		15：00 ） 15：05	予鈴（学校のベル）
	リスニングテスト	開始時刻	15：05	学校のベル（そのあと すぐ放送を流す。）
		終了時刻	15：20	放送（リスニングテスト 終了後、引き続き筆記 テストを実施）
	筆記テスト	開始時刻		
		終了時刻	16：00	学校のベル

（五） 選 抜 の 方 法

- 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。
- 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。
- A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、可否を決定する。
その際、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定め、選考するものとする。
- 過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されていることから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 調査書の「出欠の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。
- 「長期欠席者特例措置」の適用を受ける者については、（六）の5により可否を決定するものとする。
- 受検者の修学可能性を最大限見据え、定員内不合格が極力生じないよう選考を行うものとする。

(六) 長期欠席者特例措置

1 実施校及び実施学科・コース

一般入学者選抜において、全ての高等学校の学科又はコースで、希望する者に対し、特例による選考を行うものとする。

2 対象者

次の条件を全て満たす者とする。

(1) 高等学校入学後、継続して登校する意志がある者

(2) 中学校第3学年における欠席日数が、12月末日現在において70日以上である者（以下「長期欠席者」という。）。ただし、教育支援センターでの学習等により出席扱いとなり、中学校第3学年における欠席日数が12月末日現在において70日未満となっている者についても、その学習状況が長期欠席者と同等であると認められる場合は、対象とする。（中学校を既に卒業している者については、「中学校第3学年における欠席日数が、12月末日現在において70日」を「中学校第3学年の欠席日数が90日」と読み替えるものとする。）

3 申請手続

中学校長は、特例措置の適用を受けようとする者について、長期欠席者特例措置適用申請書（様式10）を作成し、(二)の5の志願書類と併せて志願先高等学校長に提出するものとする。また、この特例措置の適用を受けようとする者は、志願情報提出の際、併せて自己申告書（様式11）を志願先高等学校長へ提出するものとする。

4 面接

志願先高等学校長は、この特例措置の適用を受ける志願者に、(三)の学力検査に加え、面接を行うものとする。面接の実施期日等については、志願先高等学校長が定める。

5 選抜方法の特例

この特例措置の適用を受ける者の選抜に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定を資料とせず、学力検査及び面接の結果、並びにその他の志願書類により、総合的に選考し、可否を決定するものとする。

6 その他

(1) この特例措置の適用を受ける志願者が、(二)の8により志願先の変更をする場合、志願者は改めて自己申告書を作成し、(二)の8の(2)の志願情報に登録すること。なお、中学校長は、改めて作成した長期欠席者特例措置適用申請書を(二)の8の(2)の志願情報に登録し、志願変更先の高等学校長へ提出するものとする。また、この場合、志願変更前の高等学校長へ提出した長期欠席者特例措置適用申請書及び自己申告書は、志願変更先の高等学校長へ提出する必要はないこと。

(2) その他の詳細については、志願先高等学校長が定めるところによるものとする。

(七) 合 格 発 表

令和9年3月18日(木)午前9時に、志願先高等学校のホームページ及びWEB出願システムで行うものとする。

また、追検査又は追選抜については、令和9年3月29日(月)午前9時に、志願先高等学校のホームページ及びWEB出願システムで行うものとする。

南 筑 高 等 学 校 <https://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

久留米商業高等学校 <https://www.kyusho.kurume.ed.jp>

(八) 特 色 化 選 抜

1 実施校及び実施学科・コース

(1) 南 筑 高 等 学 校 普 通 科

(2) 久留米商業高等学校 経営科学科

(ア) 大学進学コース (イ) 経営情報コース (ウ) 経営総合コース

2 募集人員

特色化選抜の募集人員については、設定しない。ただし、入学定員に対する内定者上限人数（目安）を各実施校において、その特色等に応じ校長が定めるものとする。

3 出願資格

特色化選抜を志願できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和9年3月に福岡県内の中学校を卒業見込みの者又は既に卒業している者及び令和9年3月に福岡県外の中学校を卒業見込みの者又は既に卒業している者で居住地からの通学が可能である者（義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業見込みの者又は既に卒業している者及び中等教育学校の前期課程、外国の学校教育における9年の課程若しくは文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者又は既に修了している者を含む。）。

※ 波線部の場合は、出願する際に、「通学区域外からの高等学校入学志願申請書」の提出が必要である。

- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること。
(3) 志願する学科又はコースに対する適性及び興味・関心を有すること。
(4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること。

4 出願の制限

出願は、1校に限るものとする。推薦入学（福岡県内の公立高等学校が実施するもの）、福岡県立高等学校が実施する連携型選抜、学びの多様化学校入学者選抜及び北九州市立高等学校入学者選抜と併願することはできないものとする。

5 入学志願手続

(1) 出願手続

(二) の4による。ただし、志願書類は下記(2)とする。

(2) 志願書類

ア 志願理由書 (志願先高等学校長が定める様式)

イ 調査書 (様式5)

ウ その他

(a) 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書(様式2)を提出すること。

(b) その他必要な証明書等(転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等)

(c) その他志願先高等学校長が特に必要と認める書類

(3) 出願期間

令和9年1月20日(水)から1月28日(木)の正午までとする。

(4) その他

志願情報提出の際、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数のコース又はクラスに志願することができるものとする。

6 面接、作文及び実技試験

(1) 志願者全員に面接を行うものとする。

(2) 志願先高等学校長が定めるところにより、作文又は実技試験を実施するものとする。

(3) 面接、作文、実技試験の期日及び場所

ア 期日 令和9年2月2日(火)及び3日(水)のうち、志願先高等学校長が指定する日

イ 場所 志願先高等学校又は当該高等学校長が指定する場所

7 選考

高等学校長は、調査書及び面接の結果等を資料として選考し、合格者を内定するものとする。

8 選考結果の通知

令和9年2月10日(水)午前9時に、WEB出願システムにおいて、志願先高等学校長から、中学校長に選考(内定)結果を通知する。なお、志願者は、同日午後4時以降にWEB出願システムにて選考(内定)結果を確認することができる。

9 合格発表

令和9年3月18日(木)午前9時に、志願先高等学校のホームページ及びWEB出願システムにおいて一般入学者選抜の合格者発表と同時に行う。

10 その他

特色化選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。この場合は、改めて一般入学者選抜の入学志願手続を行わなければならない。(ただし、久留米市立高等学校の特色化選抜を受検した者は、入学考査料は不要)

(九) 推 薦 入 学

1 実施校

令和9年度における実施校なし。

(十) 補 充 募 集

1 実施校

- (1) 合格者発表時に、合格者の人数が入学定員を下回る学科又はコースにおいては、補充募集を行うものとする。
- (2) 実施校については、令和9年3月18日(木)に久留米市教育委員会のホームページにおいて公表するものとする。

2 出願資格

- (1) 令和9年度久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、同一校の再受検は認めない。
- (2) 学力検査の期日及び内容が、令和9年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内高等学校の入学者選抜で不合格となった者

3 入学志願手続

- (1) 出願手続
(二)の4による。ただし、志願書類は下記(2)とする。
- (2) 志願書類
 - ア 調査書
 - イ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書
通学区域外から久留米市立高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書(様式2)を提出すること。
 - ウ その他必要な証明書等(転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等)
- (3) 出願期間
令和9年3月19日(金)から3月24日(水)の正午までとする。
- (4) その他
志願情報提出の際、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数のコースを志願することができるものとする。

4 面接

- (1) 志願者全員に面接を行うものとする。
- (2) 面接期日 令和9年3月25日(木)

5 選抜の方法

学力検査及び面接の結果並びに調査書を総合して選抜するものとする。なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

6 合格発表

令和9年3月29日(月)午前9時に、志願先高等学校のホームページ及びWEB出願システムで行うものとする。

(十一) そ の 他

- 1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。
- 2 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市教育委員会教育部総務（久留米市役所 17 階）において合格者発表の日（久留米市立高等学校において 1 校でも補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格者発表の日）の翌日から 1 か月間提供できるものとする。（なお、受検票及び本人確認書類〔生徒手帳など〕が必要）
- 3 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可の取消し等の措置を講ずることがある。
- 4 （三）の 2 による追検査又は追選抜の受検を希望する者は、令和 9 年 3 月 9 日（火）の正午までに中学校長を通じて志願先高等学校長にその旨申し出るものとする。

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和	年	月 日生
平成			
出 身 学校名			
久留米市立 高等学校長 志願先高等 学校長公印			

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
2 この受検票の交付をもって、入学考査料
領収証書の受付証交付に代える。

(様式1)

受付年月日	受付番号	受付者

(見本)

入 学 願 書			
久留米市立 高等学校長 殿		令和 9 年 月 日	
貴校 全日制課程		科 に入学を志願します。	
区 分	本 人	保 護 者	
ふりがな			
氏 名 (自 署)			
生年月日	昭和	年	月 日生
平成			
現 住 所			
出身学校名	本人との関係		
備 考	「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。		

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、本様式の作成
及び提出は不要であること。

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携行し、受検中は監督者に見えるように常に机の上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム・鉛筆削り
- 3 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、その他学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 検査期日
令和9年3月9日(火)
- 5 検査時間割

	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:40～10:30
2	数 学	10:50～11:40
3	社 会	12:00～12:50
4	理 科	13:55～14:45
5	外国語 (英語)	15:05～16:00

切
取
り

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、本様式の作成及び提出は不要であること。

(様式 2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書					
令和 9 年 月 日					
久留米市教育委員会教育長 殿					
本人氏名(自署)					
保護者氏名(自署)					
下記のとおり申請します。					
本人	現住所		保護者	現住所	
	出身学校名				
	氏名				
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成		氏名	
志願先高等学校		久留米市立 高等学校			
理由	ア	居住地からの通学が可能のため 【証明書等の提出は不要】			
	イ	その他 【証明書等（居住予定の住所を明らかにする書類等）を添付すること】			
	※ イの場合は、市立高校に就学を必要とする理由を具体的に記述すること				
上記のとおり相違ないことを証明します。					
令和 9 年 月 日					
学校長 印					

(注) ① 理由欄については、ア・イのいずれか該当する方に○をつけること。

② 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続を行う志願手続の場合は、学校長印を省略することができること。

(様式 3A)

令和 9 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒（卒業生）は
（受検番号第 号）
立 高等学校に志願を変更しますので、提出書類の
還付をお願いします。

..... (切 取 り)

(様式 3B)

令和 9 年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立

高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は令和 9 年 月 日本校に志願変更届を提出したことを
証明します。

記

1 出 身 学 校 名

2 志 願 者 氏 名

3 受 検 番 号 第 号

(注) 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、本様式（様式 3A 及び 3B）の作成及び提出は不要であること。

(様式5)

調査書

[illegible]

(注) 福岡県公立高等学校入学者選抜WEB出願システムによる入学志願手続の場合は、学校長印を省略することができること。

I 調査書の記入について

A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、性別、生年月日、卒業等、現住所を記入する。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍等の生徒の記入方法については、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏 名	(通 称) 本 名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。
- (4) 「居住証明」について、☒の記入の必要はないものとする。(現住所の記入は必要)

B 各教科の学習の記録

- (1) 評価欄は、第1学年及び第2学年分については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）から転記する。第3学年分については、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1として記入する。
- (2) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。

C 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を踏まえて特記すべき事項を記入する。

D 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

E 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、令和8年12月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は^{ゼロ}0と記入する。
- (3) 備考欄の記入は次のとおりとする。
 - ア 欠席日数が0日から6日までの場合は空欄とする。
 - イ 欠席日数が7日から29日の場合はその中に連続7日以上のものであれば欠席の主な理由を記入し、なければ備考欄に斜線を引く。
 - ウ 欠席日数が30日以上の場合は欠席の主な理由を記入する。

F 健康の記録

修学上留意すべき疾病がある場合、修学上配慮すべき事項がある場合、又は、健康に関する指

導について特に必要がある場合は、当該事項について備考欄に記入し、それ以外の場合は、特記事項なしに☑する。

G 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

- (1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。
- (2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見
- (3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況
- (4) 進路に対する意識
- (5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等
- (6) 趣味・特技
- (7) その他進学上参考となる事項等

その他

- (1) 記載担当者職・氏名欄は当該志願者の調査書を記載した者の職・氏名を記入する。
- (2) 証明年月日、所在地、学校名を記入し、公印を押印する。なお、福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続の場合は、公印を省略することができること。
- (3) 義務教育学校にあっては、様式中の1年、2年、3年をそれぞれ、7年、8年、9年と読み替えて記入する。
- (4) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

II 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受理することができない。

III 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

過年度中学校卒業者の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「令和3年3月以前の卒業者に係る調査書」について
「B 各教科の学習の記録」欄から「H 総合所見」欄までは空欄になること。
- 2 「B 各教科の学習の記録」の「評定（第3学年）」欄について
令和4年3月から令和8年3月の卒業者については、卒業見込みで作成した評定値を転記するこ

と。

3 「A 学籍の記録」欄の「居住証明」について

過年度中学校卒業者については、証明はできないこと（この欄は、空欄とすること。）。

受 検 票

学 科	
※受検番号	第 号
ふりがな	
氏 名	
生年月日	平成 年 月 日生
出 身 学校名	
久留米市立 志願先 高等 高等学校長 学校長公印	

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
2 この受検票の交付をもって、入学考査料
領収証書の受付証交付に代える。

(様式特)

(見本)

		受付年月日	受付番号	受付者
特 色 化 選 抜 入 学 願 書 久留米市立 高等学校長 殿 令和 9 年 月 日 貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。				
区 分	本 人	保 護 者		
ふりがな				
氏 名 (自 署)				
生年月日	平成 年 月 日生	/		
現 住 所				
出身学校名	本人との関係			
備 考	「本人との関係」欄には、例えば 父, 母, 叔父等と記入すること。			

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、本様式の作成及び提出は不要であること。

受 検 者 心 得

1 この受検票は面接, 作文, 実技試験の
当日必ず携帯すること。

2 面接等の期日及び集合時刻

令和 9 年 2 月 日 ()

時 分

令和 9 年 2 月 日 ()

時 分

切

取

り

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、
本様式の作成及び提出は不要であること。

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和	年	月 日生
出身 学校名	平成		
久留米市立 高等学校 校長 学校長公印 志願先高等			

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
2 この受検票の交付をもって、入学検査料
領収証書の交付証交付に代える。

(様式補)

(見本)

			受付年月日		受付番号		受付者	
補 充 募 集 入 学 願 書 久留米市立 高等学校長 殿 令和 9 年 月 日 貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。								
区 分	本 人		保 護 者					
ふりがな 氏 名 (自 署)								
生年月日	昭和		年		月		日生	
平成								
現 住 所								
出身学校名					本人と の関係			
初回受検校 (志願課程)	立		高等学校 (課程)					
初回受検校で の学科(コース) 系・受検番号	科 コース)		第		号		「本人との関係」欄には、例えば 父, 母, 叔父等と記入すること。	

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、本様式の作成
及び提出は不要であること。

受 検 者 心 得

1 この受検票は面接試験当日必ず携帯すること。

2 面接期日及び集合時刻

令和 9 年 3 月 25 日 (木)

時 分

切
取

り

(注) 福岡県公立学校WEB出願システムによる入学志願手続を行う志願者については、
本様式の作成及び提出は不要であること。

(様式7)

特 別 措 置 申 請 書

令和 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）の障がい等の状況は下記のとおりですので、
受検に当たって、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障がい等の 種類・程度			
学校における生活状 況及び指導上の配慮 事項			
受検上必要と考えら れる特別な配慮事項	必要と考えられる配慮事項	選抜の区分	
		一般	特色化
	(1) 座席の配慮 (内容：)	☐	☐
	(2) 別室受検	☐	☐
	(3) 面接時の配慮 (内容：)	☐	☐
	(4) 保護者による自家用車等での送迎 (駐車場の利用を含む。)	☐	☐
	(5) 検査会場の什器（長机等）の使用	☐	☐
	(6) 多目的トイレ、エレベーター等、 会場施設の使用	☐	☐
	(7) 補聴器の持ち込み、使用	☐	☐
	(8) その他物品等の持ち込み、使用 (物品等名称：)	☐	☐
	(9) 問題用紙の拡大（拡大率 141%）	☐	☐
(10) 解答用紙の拡大（拡大率 141%）	☐	☐	
(11) その他 内容：	☐	☐	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、身体の障がい、発達障がい又は疾病等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 「障がい等の種類・程度」欄は、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 「受検上必要と考えられる特別な配慮事項」欄は、必要と考えられる配慮事項ごとに、配慮が必要と考えられる選抜の区分に☑すること。なお、「選抜の区分」欄の「一般」は一般入学者選抜、「特色化」は特色化選抜を示すこと。
- 4 申請書の記載内容のみでは障がい等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式 10)

長期欠席者特例措置適用申請書

令和 9 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

貴校を志願する本校

（ 生 徒 ）
（ 卒 業 生 ）

の状況は、要項（六）に

よる特例措置の対象者に該当するため、当該特例措置を適用されるようお願いします。

(1) 調査書における 3 年の欠席日数

日

(2) 調査書における 3 年の欠席日数が 70 日未満（卒業生の場合は 90 日未満）の場合は、その学習の状況を以下に記入すること。

※

- (例) ・教育支援センターでの指導により指導要録上出席扱いとしているが、学習の時間が十分確保できていない。
 ・出席できている日数について、大半の時間を学級で過ごすことができず、保健室や別室で過ごし、十分な学習ができていない。
- (注) 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続の場合は、学校長印を省略することができること。

(様式 11)

自 己 申 告 書
(長期欠席者特例措置用)

令和 9 年 月 日

久留米市立_____高等学校長 殿

出身学校名

本人氏名 (自署)

保護者氏名 (自署)

志願に当たり次のとおり申告します。

本人記入欄

(志望の動機、高校生活への抱負、志願先高等学校へ理解して欲しい事項 等)

(注) 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続の場合は、本様式の本人及び保護者氏名欄の自署は問わないこと。

令和 9 年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1 目的

この要項は、令和 9 年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

2 一般学力検査の特例措置

(1) 対象者

次のア又はイのいずれかに該当する者とする。なお文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設で教育を受けた者については、当該施設に入学した時点で入国又は帰国したものとみなす。

ア 外国で生まれ育った者等で、原則として、入国後小学校 4 年以上の学年に編入学した者、又は入国時に既に学齢を超過して我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、令和 2 年 1 月 1 日以降に入国した者

イ 外国の現地校に引き続き 3 年以上在学した帰国生徒で、原則として、令和 8 年 1 月 1 日以降に帰国した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は 25 分、他の教科は 15 分延長し、その時間割は次のとおりとする。

検 査 時 間 割			
教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8 : 45 ～ 8 : 55	8 : 55 ～ 10 : 10	10 : 10 ～ 10 : 25
数 学	10 : 25 ～ 10 : 30	10 : 30 ～ 11 : 35	11 : 35 ～ 11 : 50
社 会	11 : 50 ～ 11 : 55	11 : 55 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 13 : 35
理 科	13 : 35 ～ 13 : 40	13 : 40 ～ 14 : 45	14 : 45 ～ 15 : 00
外国語（英語）	15 : 00 ～ 15 : 05	15 : 05 ～ 16 : 15	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、令和 9 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の 2 に準じる。

イ 学力検査問題の特例措置

ルビ振り学力検査問題を用意するものとする。

ウ 検査場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

(3) 申請手続

ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学志願手続の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式 1）を志願先高等学校長に提出するものとする。

イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請者を含む志願情報を受理することをもって適用対象とするものとする。

3 その他

- (1) この要項において、小学校は義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を中学校は義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含むものとする。
- (2) この要項に定めのない事項については、令和 9 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式 1)

帰国生徒等特例措置適用申請書				
久留米市立		高等学校長 殿		令和 9 年 月 日
本人氏名(自署) (平成 年 月 日生)				
保護者氏名(自署)				
下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、令和 9 年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。				
特 例 措 置 の 区 分		一般学力検査		
対 象 者 区 分		ア 外国で生まれ育った者で、特例措置の対象となる者 イ 外国の現地校で引き続き 3 年以上在学した帰国生徒で、 特例措置の対象となる者 ウ その他 (該当に○印)		
在 留 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (国名：) 年 月 日～ 年 月 日 (国名：) 年 月 日～ 年 月 日 (国名：)		
学 校 教 育 歴	学 校 名	所在地 (国名・都市名)	在 学 学 年	在 学 期 間
			年～ 年	年 月～ 年 月
そ の 他	(特に参考となることがあれば記入してください。)			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
令和 9 年 月 日 _____ 学校長 印				

- (注) 1 日本に出身学校がない場合は、学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。
2 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続の場合は、氏名欄の自署は問わないこと。
3 福岡県公立高等学校入学者選抜 WEB 出願システムによる入学志願手続の場合は、証明書欄の学校長印を省略することができること。

(別紙様式 2)

帰国生徒等特例措置適用証明書

志願者氏名 _____

受 検 番 号 _____

上記の者は、令和 9 年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

令和 9 年 月 日

久留米市立

高等学校長 印

- (注) 1 この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。
- 2 福岡県公立高等学校 WEB 出願システムにより入学志願手続を行った志願者に対しては、本様式の作成は不要であること。この場合志願者はこの証明書を検査会場に持っていく必要はないこと。

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成 12 年 9 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第 2 条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名	称	通 学 区 域
久留米市立久留米商業高等学校		福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校		福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第 3 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足る書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 6 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成 13 年 3 月 31 日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。

令和 9 年度 久留米市立高等学校入学定員一覧表

名 称	課 程	学 科・コース	入学定員	修業年限
南 筑 高 等 学 校	全日制	普 通 科	240 人	3 年
久留米商業高等学校	全日制	経 営 科 学 科 うち、大学進学コース 経営情報コース 経営総合コース	240 人 70 人程度 70 人程度 100 人程度	3 年

令和 9 年度
久留米市立高等学校入学者選抜要項

令和 8 年 10 月 22 日発行

問い合わせ先 久留米市教育委員会
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
【総務高校教育チーム】
電話番号 0 9 4 2 - 3 0 - 9 3 2 9
ファックス 0 9 4 2 - 3 0 - 9 7 1 9

南筑高等学校
〒839-0851 久留米市御井町 1498 番地 1
電話番号 0 9 4 2 - 4 3 - 1 2 9 5
ファックス 0 9 4 2 - 4 5 - 1 0 2 8

久留米商業高等学校
〒830-0051 久留米市南一丁目 1 番 1 号
電話番号 0 9 4 2 - 3 3 - 1 2 8 5
ファックス 0 9 4 2 - 3 3 - 1 8 9 1